

# 令和5事務年度 法人税等の調査事績の概要

---

令和6年 11月  
大阪国税局

## I 調査事績の概要

- 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要
- 2 源泉所得税等の調査事績の概要

## II 主要な取組

- 1 消費税還付申告法人に対する取組
- 2 海外取引法人等に対する取組
- 3 無申告法人に対する取組

# I 調査事績の概要

## 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

### (1) 法人税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人12,105件（前年対比95.6%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は8,976件（同97.6%）、その申告漏れ所得金額は1,135億1百万円（同111.0%）、追徴税額は290億円（同108.2%）となっています。

(注)1 令和5事務年度の調査事績は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和5年7月から令和6年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 法人税の調査には、消費税の申告義務がない納税者に対する調査を含みます。

3 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

### ○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	12,660 件	194.4 %	12,105 件	95.6 %
非違があった件数	2	9,194 件	187.4 %	8,976 件	97.6 %
うち不正計算があった件数	3	2,444 件	170.9 %	2,428 件	99.3 %
申告漏れ所得金額	4	102,229 百万円	136.1 %	113,501 百万円	111.0 %
うち不正所得金額	5	43,079 百万円	148.5 %	44,057 百万円	102.3 %
調査による追徴税額	6	26,794 百万円	153.6 %	29,000 百万円	108.2 %
うち加算税額	7	4,545 百万円	150.4 %	4,812 百万円	105.9 %
不正発見割合(3/1)	8	19.3 %	▲ 2.7 ポイント	20.1 %	0.8 ポイント
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	8,075 千円	70.1 %	9,376 千円	116.1 %
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	17,626 千円	86.9 %	18,145 千円	102.9 %
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	2,116 千円	79.0 %	2,396 千円	113.2 %

(注)調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

## (2) 法人消費税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、法人消費税について、11,689件（前年対比95.0%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は6,759件（同97.6%）、その追徴税額は157億41百万円（同93.2%）、不正計算に係る追徴税額は53億円（同113.0%）となっています。

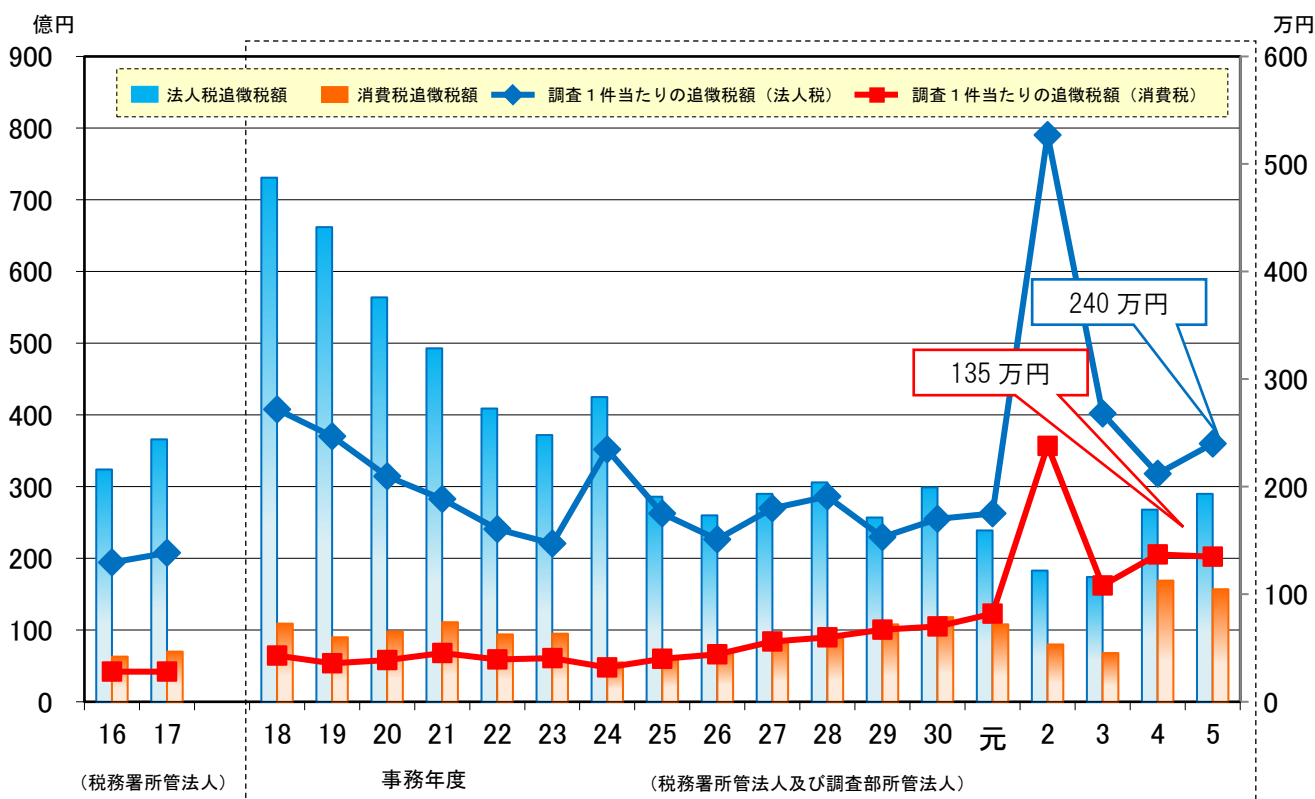
（注）法人消費税の調査には、収益事業を行っていない公益法人など、法人税の申告義務がなく消費税のみの納税者（消費税固有の納税者）に対する消費税の単独調査を含みます。

### ○ 法人消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	12,307 件	195.2 %	11,689 件	95.0 %
非違があった件数	2	6,922 件	182.7 %	6,759 件	97.6 %
うち不正計算があった件数	3	1,960 件	173.0 %	1,971 件	100.6 %
調査による追徴税額	4	16,883 百万円	248.5 %	15,741 百万円	93.2 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	4,690 百万円	121.3 %	5,300 百万円	113.0 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	1,372 千円	127.3 %	1,347 千円	98.2 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	2,393 千円	70.1 %	2,689 千円	112.4 %

（注）調査による追徴税額には加算税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

## (3) 過去20年の法人税・法人消費税の追徴税額の状況



## 2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和5事務年度においては、13,727件（前年対比94.9%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

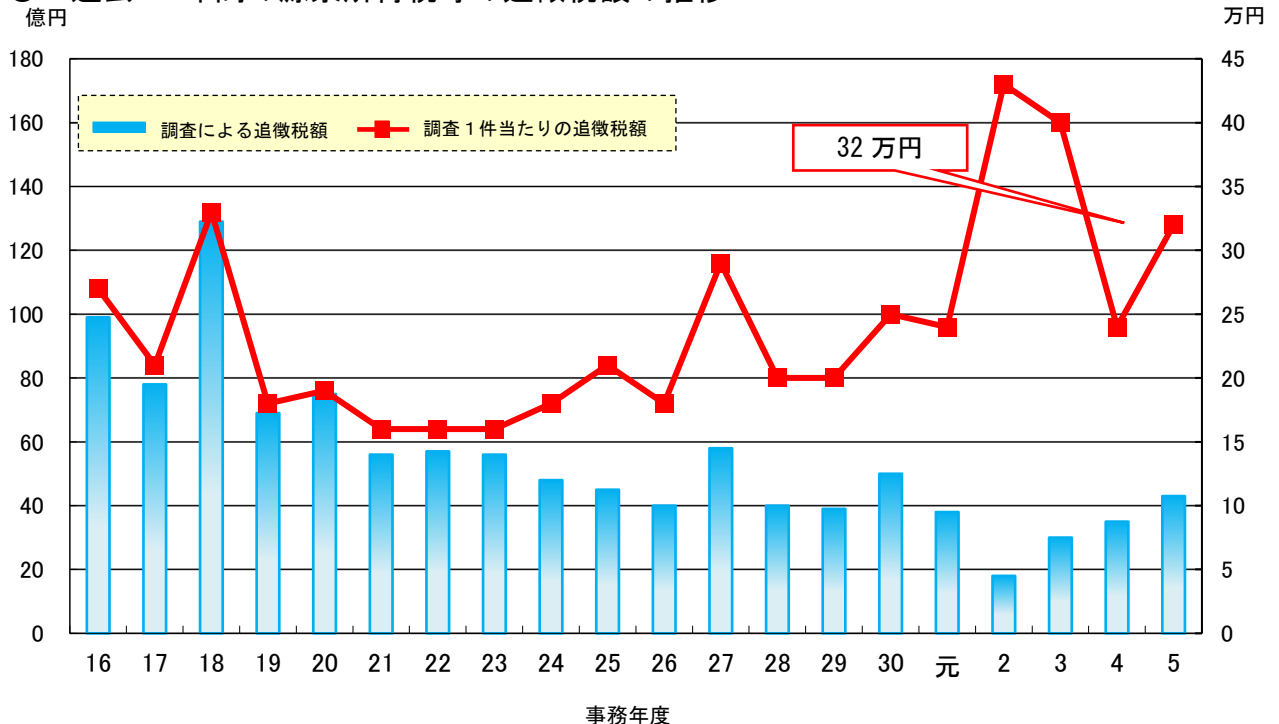
このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は3,884件（同93.9%）で、その追徴税額は43億31百万円（同124.7%）、重加算税適用追徴税額は15億22百万円（同195.4%）となっています。

### ○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数（給与所得）	1	539,250 件	100.8 %	539,660 件	100.1 %
実地調査件数	2	14,466 件	193.9 %	13,727 件	94.9 %
非違があった件数	3	4,138 件	179.9 %	3,884 件	93.9 %
うち重加算税適用件数	4	484 件	171.6 %	516 件	106.6 %
調査による追徴税額	5	3,472 百万円	115.0 %	4,331 百万円	124.7 %
うち重加算税適用追徴税額	6	779 百万円	83.9 %	1,522 百万円	195.4 %
調査1件当たりの追徴税額	7	24 万円	59.3 %	32 万円	133.3 %

（注）調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

### ○ 過去20年間の源泉所得税等の追徴税額の推移



## Ⅱ 主要な取組

### 1 消費税還付申告法人に対する取組

# 消費税還付申告法人に対し、 総額54億円を追徴 (うち、不正還付13億円)

消費税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であり、見逃すことのないよう厳正に対応

#### <取組内容>

法人から提出された消費税還付申告書については、申告内容に応じて、還付金の支払手続を保留した上で厳正な審査を行い、行政指導や実地調査を行うことで、消費税不正還付の防止に努めています。

令和5事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、1,309件（前年対比98.1%）に対し実地調査を実施し、消費税53億71百万円（同75.3%）を追徴課税しました。また、そのうち168件（同97.1%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、12億96百万円（同117.6%）を追徴課税しました。

#### ○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 1,335	% 166.9	件 1,309	% 98.1
非違があった件数	2	件 808	% 150.5	件 773	% 95.7
うち不正計算があった件数	3	件 173	% 120.1	件 168	% 97.1
調査による追徴税額	4	百万円 7,130	% 196.3	百万円 5,371	% 75.3
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 1,102	% 76.9	百万円 1,296	% 117.6
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	千円 5,341	% 117.6	千円 4,103	% 76.8
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	千円 6,369	% 64.0	千円 7,712	% 121.1

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

## 2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

# 海外取引に係る申告漏れ所得、 総額198億円を把握

増加する輸出入取引や海外投資を行う法人については、  
課税上の問題点を幅広く把握し、厳正な調査を実施

### <取組内容>

海外取引法人等に対し、幅広い視点で取引を把握するとともに、租税条約等に基づく情報交換制度や共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換制度を活用するなど、様々な情報の分析を行うことで深度ある調査を実施しています。

令和5事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を3,157件（前年対比113.6%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、470件（同113.0%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を198億11百万円（同116.4%）把握しました。

### ○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目	事務年度等	令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 2,779	% 171.4	件 3,157	% 113.6
海外取引等に係る非違があった件数	2	件 416	% 133.3	件 470	% 113.0
うち不正計算があった件数	3	件 34	% 100.0	件 42	% 123.5
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	4	百万円 17,016	% 108.1	百万円 19,811	% 116.4
うち不正所得金額	5	百万円 1,516	% 91.2	百万円 2,909	% 191.9

## 海外取引に係る源泉徴収漏れ、 総額 4 億円を追徴

非居住者や外国法人に支払われる国内源泉所得については、  
国外送金等調書などの資料情報を活用し、厳正な調査を実施

### <取組内容>

経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、非居住者や外国法人に対する支払（非居住者等所得）について、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。

令和5事務年度においては、非居住者や外国法人に対する科学技術等に関する人的役務提供事業の対価や工業所有権等の使用料等などの支払について、源泉所得税等の課税漏れを181件（前年対比108.4%）把握し、4億17百万円（同126.0%）を追徴課税しました。

### ○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目		事務年度等		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比	件数等	前年対比
非違があった件数	1	件 167	% 136.9	件 181	% 108.4	件 181	% 108.4
調査による追徴本税額	2	百万円 331	% 143.3	百万円 417	% 126.0	百万円 417	% 126.0

### 3 無申告法人に対する取組

## 無申告法人に対し総額19億円を追徴 (うち、不正計算があった法人に係る 追徴税額2億円)

無申告法人を放置することは、納税者の公平感を著しく損なうものであるため厳正に対応

#### <取組内容>

インターネット情報や登記情報などから無申告法人を的確に把握、管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対して、重点的に調査を実施しています。

令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると思われる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税7億82百万円（前年対比128.0%）、消費税10億95百万円（同100.6%）、合わせて18億77百万円（同110.4%）を追徴課税しました。

このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税1億67百万円（同71.7%）、消費税66百万円（同80.5%）を追徴課税しました。

#### ○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目	事務年度等	令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実地調査件数	199	139.2%	224	112.6%
	うち不正計算があった件数	16	94.1%	22	137.5%
	調査による追徴税額	611	65.8%	782	128.0%
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	233	54.3%	167	71.7%
消費税	実地調査件数	155	142.2%	173	111.6%
	うち不正計算があった件数	15	136.4%	13	86.7%
	調査による追徴税額	1,089	171.3%	1,095	100.6%
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	82	37.4%	66	80.5%
調査による追徴税額合計		1,700	108.8%	1,877	110.4%
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		315	48.5%	233	74.0%

(注)調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。